

# 家族療養費附加金等の基礎控除額が変わります

平成19年4月診療分から、家族療養費附加金等の基礎控除額を**20,000円**から**25,000円**に引き上げます。

この引き上げについては、3年連続の赤字予算が少しでも軽減できるようにするためと、他共済組合・健康保険組合・国共済との均衡を図ることによるものです。

## 一部負担金払戻金、家族療養費附加金などの給付金の計算例

### 本人(入院)の例

医療費(入院食事は別)	①窓口負担額(3割)	共済組合支払額	高額療養費	払戻金
456,000円	136,800円	319,200円	54,810円	56,990円÷56,900円 払戻金合計111,710円 (基礎控除額25,000円)
251,300円	75,390円	175,910円	—	50,390円÷50,300円 (基礎控除額25,000円)

※高額療養費は、自己負担限度額を超えた場合に給付対象となります。給料月額424,000円未満の組合員の場合は80,100円+ (医療費-267,000円)×1%が自己負担限度額となります。上記の場合80,100円+ (456,000円-267,000円)×1%相当額81,990円②が負担限度額となり、窓口負担額①-②=54,810円が高額療養費となります。

※医療費払戻金の計算は、病院から請求される診療報酬明細書を基に明細書1件1件(総合病院では診療科別ごと)で自動計算、自動給付いたします。ご本人さんからの請求は必要ございません。

### 本人(外来)の例

医療費	①窓口負担額(3割)	共済組合支払額	払戻金
152,800円	45,840円	106,960円	20,840円÷20,800円 (基礎控除額25,000円)
72,100円	21,630円	50,470円	— (基礎控除額25,000円)

### 家族(入院)の例

医療費(入院食事は別)	①窓口負担額(3割)	共済組合支払額	高額療養費	払戻金
375,630円	112,689円	262,941円	31,503円	56,186円÷56,100円 払戻金合計87,603円 (基礎控除額25,000円)

※上記の場合80,100円+ (375,630円-267,000円)×1%相当額81,186円②が負担限度額となり、窓口負担額①-②=31,503円が高額療養費となります。

### 家族(外来)の例

医療費	①窓口負担額(3割)	共済組合支払額	払戻金
86,200円	25,860円	60,340円	860円÷800円 (基礎控除額25,000円)